

○国家公安委員会告示第四十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和六年十一月一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第4章 自動車や一般原動機付自転車を運転する前の心得</p> <p>第1節 運転に当たつての注意</p> <p>1 運転免許証などを確かめるなどすること</p> <p>(1) 自動車を運転する前には、必ず次のことを確かめましょう。</p> <p>ア 運転しようとする自動車に応じた<u>運転免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>（以下「免許証等」といいます。）を持っていること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>運転免許証に記載され、又は免許情報記録個人番号カードに記載されている条件</u>（眼鏡等使用など）を守っていること。</p> <p>[エ～カ 略]</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>第2節 運転免許の仕組み</p> <p>道路で自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車種や牽引などの状態に応じた免許を受け、その<u>免許証等</u>を携帯しなければなりません。</p> <p>また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、<u>免許証等を提示しなければなりません</u>。<u>免許情報記録個人番号カードを提示した場合に、警察官から当該免許情報記録個人番号カードに記載された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求められたときは、これに応じなければなりません</u>。</p>	<p>第4章 自動車や一般原動機付自転車を運転する前の心得</p> <p>第1節 運転に当たつての注意</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア 運転しようとする自動車に応じた<u>運転免許証</u>を持っていること。</p> <p>イ [同左]</p> <p>ウ <u>運転免許証に記載されている条件</u>（眼鏡等使用など）を守っていること。</p> <p>[エ～カ 同左]</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>第2節 運転免許の仕組み</p> <p>道路で自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車種や牽引などの状態に応じた免許を受け、その<u>免許証</u>を携帯しなければなりません。</p> <p>また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、<u>免許証を提示しなければなりません</u>。</p>

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

[1～4 略]

第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

第1節 自動車所有者などの義務

自動車を所有する人や使用、管理する人は次のことを守らなければなりません。

1 自動車の保管場所の確保

住所など自動車の使用の本拠の位置から2キロメートル以内の、道路以外の場所に自動車の保管場所を確保しなければなりません。

[削る。]

[2～5 略]

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

[1～4 同左]

第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

第1節 自動車所有者などの義務

[同左]

1 自動車の保管場所の確保など

(1) 住所など自動車の使用の本拠の位置から2キロメートル以内の、道路以外の場所に自動車の保管場所を確保しなければなりません。

(2) 自動車を運行の用に供しようとするときなどは、警察署長の交付する保管場所標章を自動車の後面ガラスなどにはり付けて表示しなければなりません。

[2～5 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。ただし、第十一章の改正規定は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。